

○運転免許の効力の仮停止等処分に関する事務処理要領の制定について

令和4年3月25日
道本運管第4215号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
仮停止等の手続については、「運転免許の効力の仮停止等処分に関する事務処理要領の制定について」（令2. 6. 30道本運管第1171号。以下「旧通達」という。）に基づいて実施してきたところであるが、不要な押印又は署名（以下「押印等」という。）を廃止するなど見直しを行い、別添のとおり「運転免許の効力の仮停止等処分に関する事務処理要領」を定め、令和4年4月1日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は同日付けで廃止する。

記

主な改正の内容

- 弁明調書に押印等を求めることを廃止した。
- 違反事実及び因果関係の認定に関する留意事項については削除した。
- 仮停止処分通知の際、不服申立て及び訴訟の提起に関する説明書を交付することとした。
- その他文言の整理や、別記様式について見直しを行った。

別添

運転免許の効力の仮停止等処分に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第103条の2第1項の規定による運転免許の効力の仮停止及び法第107条の5第10項において準用する法第103条の2第1項の規定による自動車等の運転の仮禁止（以下「仮停止等処分」という。）に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

第2 定義

この要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- 1 1号事案 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、法第117条（負傷者の救護義務）の違反行為をした事案をいう。
- 2 2号事案 法第117条の2第1号（酒酔い運転）、第3号（麻薬等運転）若しくは第6号（妨害運転（著しい交通の危険））、法第117条の2の2第1号（無免許運転）、第3号（酒気帯び運転）若しくは第7号（過労運転等）、法第117条の4第1号の2（携帯電話使用等（交通の危険））又は法第118条第1項第7号（大型自動車等無資格運転）の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた事案をいう。
- 3 3号事案 法第118条第1項第1号（速度超過）若しくは第2号（積載物重量制限超過）又は法第119条第1項第1号（警察官現場指示違反、警察官通行禁止

制限違反)、第1号の2(信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反)、第1号の3(急ブレーキ禁止違反)、第2号(追越し違反、踏切不停止等、遮断踏切立入り、横断歩行者妨害、徐行場所違反、指定場所一時不停止等)、第2号の2(通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持、法定横断等禁止違反、追越し方法違反、路面電車後方不停止等、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、交差点横断歩行者等妨害、本線車道横断等禁止違反)、第3号の2(積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過)、第5号(整備不良)、第9号の2(幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反)若しくは第15号(免許条件違反)の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させた事案をいう。

第3 現場臨場と捜査

仮停止等処分対象の事案が発生した場合は、次に掲げる区分により幹部警察官が現場に臨場して事故原因の究明を行い、仮停止等処分に該当するか否かを慎重に判断するものとする。

- 1 死亡事故については、当該死亡事故の発生地を管轄する警察署長、警察本部高速道路交通警察隊長、函館方面本部交通課長、旭川方面本部交通課長、釧路方面本部十勝機動警察隊長若しくは北見方面本部交通課長(以下「警察署長等」という。)又は警察署長等が指名する警部以上の階級にある警察官とする。
- 2 前事項に掲げる事案以外のものについては、警察署長等の指名する警部補以上の警察官とする。

第4 事実の認定

1 違反行為に関する事実認定

仮停止等処分の対象事案の多くは、非現認の交通事故であることから、違反行為に関する事実の認定に当たっては、詳細な実況見分を行うなどにより、事案の真相を的確に把握しておくこと。

2 因果関係

2号事案及び3号事案は、一定の違反行為をし、よって交通事故を起こしたことをその処分理由としており、違反行為が直接又は間接の原因となって交通事故が起きたこと、換言すれば違反行為と交通事故との間に何らかの因果関係が存在することを要件としているのであるから、事実認定に当たっては、その究明に努めること。

なお、因果関係の究明を速やかに行うことが困難な事案については、警察本部運転免許管理課長又は各方面本部交通課長(以下「本部主管課長」という。)の意見を聴いて措置すること。

第5 処分の決定及び通知

1 警察署長等の措置

- (1) 警察署長等は、仮停止等処分を行おうとする場合は、本部主管課長に対し、仮停止(禁止)事案発生即報(別記第1号様式)により当該交通事故の概要及び仮停止等事案に該当する理由を報告し、その意見を聴いて処分を決定すること。この場合、交通事故の付加点数の判断に資するため、実況見分に基づく交通事故現場見取図を添付すること。

- (2) 警察署長等は、捜査の結果、仮停止（禁止）事案発生即報の内容と異なる事実が判明した場合は、その旨を直ちに本部主管課長に報告すること。
- (3) 警察署長等は、当該交通事故が仮停止等処分に該当する事案であっても、被疑者の入院又は身柄の拘束等により、仮停止等処分の期間内に自動車等の運転が不可能と認められる場合又はひき逃げ事件で被疑者検挙後の仮停止等処分期間が短期間となる場合は、仮停止等処分は行わず、本部主管課長と協議の上、速やかに免許の取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止（以下「本処分」という。）のための手続を執ること。
- (4) 仮停止等処分通知は、人定事項及び事実の認定に誤りがないか否かを確認し、当該事案について被処分者からの弁解を聴取の上、仮停止（禁止）処分通知書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）別記様式第19の2）を交付して通知するとともに、別添の「不服申立て及び訴訟の提起に関する説明書」を交付して不服申立て及び訴訟の提起に関する事項について教示すること。

2 本部主管課長の措置

- (1) 報告を受けた本部主管課長は、仮停止等処分に該当する事案であっても、被害程度又は不注意の程度が軽微であると認められる場合は、警察署長等に対し、仮停止等処分を行わず速やかに本処分の手続を執るよう指示すること。
- (2) 本部主管課長は、被処分者の住所地が当該事案発生地の公安委員会であって、事案内容からその者の本処分が免許の取消し又は90日以上長期停止に該当し、法第104条に規定する意見の聴取を行うべき事案であると認められるときは、仮停止等処分期間中に本処分が行われるよう意見の聴取の期日及び場所を決定し、当該事案発生地の警察署長等に通知すること。
- (3) 本部主管課長は、被処分者の住所地が他の方面若しくは他の都府県の公安委員会の管轄区域にある場合又は被処分者が仮停止等処分期間内に公安委員会の管轄を異にして住所を変更しようとする場合は、当該住所地を管轄する公安委員会に事案内容を速やかに通報するとともに、法第103条の2第4項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知の手続を執ること。

第6 弁明の機会の付与

法第103条の2第2項の規定による被処分者に対する弁明の機会の付与は、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）に基づき、次に掲げるところにより行うものとする。

1 弁明の通知

弁明の通知は、被処分者に仮停止（禁止）処分通知書を交付することにより行い、通知に当たっては当該通知書に記載されている内容を説明するとともに、次の事項を教示すること。

- (1) 弁明は、特別な事情がない限り、当該事案を取り扱った警察署又は警察本部高速道路交通警察隊、函館方面本部交通課、旭川方面本部交通課、釧路方面本部十勝機動警察隊若しくは北見方面本部交通課（以下「警察署等」という。）

において行う。

- (2) 弁明は、処分を受けた日から起算して5日以内に行う。ただし、特にやむを得ない事情があれば、弁明の日時を変更することができる。
- (3) 弁明は、口頭による弁明に代えて弁明書を提出して行うことができる。
- (4) 弁明は代理人が行うことができるが、代理人を選任するときは、仮停止等処分に関する一切の行為を委任する旨を記載した代理人資格証明書（別記第2号様式）を弁明の期日までに提出して行う。
- (5) 被処分者又はその代理人が口頭による弁明を行う場合、警察署長等の許可を得て補佐人を付することができる。この場合、弁明の期日までに補佐人出頭許可申請書（別記第3号様式）を提出して行う。
- (6) 指定された期間内に弁明を行わなかった場合は、弁明がなかったものとみなす。

2 口頭による弁明を行う場合の措置

- (1) 被処分者が口頭による弁明を行うときは、北海道公安委員会の行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年北海道公安委員会規則第8号）に基づいて警察署長等があらかじめ指名する巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する職務にあるその他の職員（以下「弁明録取者」という。）が被処分者の弁明録取に当たること。この場合、被処分者がその場で口頭による弁明を希望したときは、弁明調書（別記第4号様式）を作成すること。
- (2) 弁明録取者は、弁明の冒頭で仮停止等処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を被処分者又は代理人に説明すること。
- (3) 弁明録取者は、弁明調書に被処分者の弁明を録取して署名押印し、その結果を警察署長等に報告すること。
- (4) 警察署長等は、被処分者の弁明内容を検討した結果、当該事案が仮停止等処分をすることが適当でないとは判断される特別の事情があると認めたときは、本部主管課長と協議の上、直ちにその処分を取り消すものとする。

第7 運転免許証等の取扱い

- 1 警察署長等は、仮停止等処分を行ったときは、被処分者から運転免許証又は法第107条の2に規定する国際運転免許証若しくは外国運転免許証（以下「運転免許証等」という。）の提出を受け、本処分に係る意見の聴取を行う本部主管課長に送付すること。ただし、仮停止等処分期間内に当該事案に係る意見の聴取が行われない場合において、運転免許証等を返還する必要があるときは、本部主管課長にその旨を報告の上、運転免許証等を本部主管課に送付しないものとする。
- 2 運転免許証等の提出を受けた警察署長等は、被処分者に次に掲げる事項を教示すること。
 - (1) 本処分が行われるまでの間における運転免許証等の保管は、住所地を管轄する本部主管課で行う。
 - (2) 仮停止等処分を受ける者の住所地が他の方面若しくは他の都府県の公安委員会の管轄区域である場合又は仮停止等処分を受ける者が仮停止等処分期間内に公安委員会の管轄を異にして住所を変更しようとする者である場合の運転免許

証等の保管は、当該住所地又は変更されることとなる住所地の警察本部行政処分担当課で行う。

第8 意見の聴取の通知

本処分は、仮停止等処分の期間中に意見の聴取を行って執行することを原則としているので、意見の聴取の通知は次に掲げる区分により速やかに行うものとする。

1 仮停止等処分に該当する事案の発生地と公安委員会と意見の聴取を行う公安委員会が同一である場合

(1) 本部主管課長は、仮停止（禁止）事案発生即報により報告を受けた事案が意見の聴取の該当事案であると認めるときは、意見の聴取の期日及び場所を決定し、警察署長等に意見の聴取通知依頼書（別記第5号様式）により被処分者に対する通知を依頼すること。この場合、意見の聴取通知依頼書の「処分をしようとする理由」欄には、当該事案のほか、違反歴照会の結果に基づく処分歴、違反歴等本処分の量定基準に係る事項についても記載すること。

(2) 意見の聴取通知依頼書を受けた警察署長等は、意見の聴取通知書（別記第6号様式）を作成し、被処分者に直接交付するとともに、意見の聴取通知書交付報告（別記第7号様式）の受領書に署名を求め、その結果を当該本部主管課長に報告すること。

2 仮停止等処分に該当する事案の発生地と被処分者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合

(1) 被処分者の住所地を管轄する本部主管課長が、他の公安委員会から仮停止処分を行った被処分者の処分移送通知を受けて本処分に係る意見の聴取を行う場合は、意見の聴取通知依頼書により当該事案発生地を管轄する本部主管課長又は警察本部行政処分担当課長に、被処分者に対する意見の聴取の通知を依頼すること。

(2) 被処分者の住所地を管轄する他の方面又は他の都府県の公安委員会から意見の聴取の通知の依頼を受けた本部主管課長は、当該事案発生地を管轄する警察署長等に被処分者に対する当該処分に係る意見の聴取通知書の交付を依頼すること。

(3) 本部主管課長から前事項による依頼を受けた警察署長等は、1の(2)の事項と同様の措置を執ること。

第9 関係書類等の送付期日及び送付先

仮停止等処分を行った警察署長等は、仮停止（禁止）通知書（規則別記様式第19の3）に運転免許証及び当該本処分を行うための関係書類を添えて、被処分者の住所地を管轄する本部主管課長又は警察本部行政処分担当課長に意見の聴取の期日の5日前までに到着するよう送付すること。

なお、被処分者の住所が当該事案発生地の公安委員会の管轄区域内にある場合、仮停止（禁止）事案発生即報に記載されている事項で、人身事故用行政処分原票の事件番号及び人定事項を除いた部分については、記載を省略することができる。

第10 登録手続と意見の聴取に向けた手続

1 警察署長等から仮停止（禁止）事案発生即報により報告を受けた本部主管課長

は、仮停止等処分を受ける者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号を確認の上、別に定める「北海道警察運転者管理業務実施細則」（令3. 3. 15道本運管第3911号（運試・捜3・薬合同））により、速やかに事故登録の手続を行うものとする。

- 2 本部主管課長は、前事項による登録手続終了後に被処分者の違反歴照会を行い、当該事案が登録されたことを確認の上、違反歴照会データに基づき、処分量定を行うとともに、意見の聴取に向けた手続をとるものとする。

第11 仮停止等処分期間の通算

仮停止等の処分は、法第103条の2に「当該交通事故を起こした日から起算して30日を経過する日を終期とする」と規定されているが、仮停止等処分の期間中に本処分を行ったときは、本処分を受けた前日までの期間を、仮停止等処分の期間経過後に当該事案について本処分を行ったときは、現に運転を禁止されていた仮停止等処分の期間をそれぞれ当該本処分の期間に通算すること。

したがって、仮停止等処分の対象事案により運転免許を取り消した場合は、仮停止等の処分を行った期間は免許を受けることができない期間（免許の欠格期間）に通算する。

第12 停止処分に係る処分者講習

- 1 本処分で運転免許の効力の停止処分を受けた者が停止処分者講習の受講を希望する場合は、仮停止等処分の期間を含む停止処分日数の2分の1の期間を経過しない間において講習を終了するよう受講期日を指定するものとする。
- 2 講習の結果、処分期間を短縮する場合は、仮停止等処分の期間を含む処分日数から短縮するものとする。

第13 指導教養の徹底

警察署長等は、仮停止等処分は本処分を行うことを前提とした処分であり、個人の権利を制限するものであることから、次に掲げる事項について所属職員に対する指導教養を徹底し、適正な運用に努めるものとする。

- 1 仮停止等処分の趣旨及び関係法令
- 2 仮停止等処分と本処分との関連及びその事務処理要領
- 3 本処分の処分基準
- 4 事実認定上の留意点

第14 編さん・保存

1 警察署等

取扱事案ごとに作成した様式は、それぞれ当該警察署長等の決裁を受け、当該文書については、

- ・原議ファイル名「行政処分送付・受理関係」
- ・原議コード「64-20-030」
- ・保存期間「5年」

の編さんファイルで保存すること。

なお、意見の聴取通知書交付報告（別記第7号様式）については、受領者の署名及び通知者の署名・押印後に写しを作成し、同写しにより、当該警察署長等の決裁を受けること。

2 本部主管課

警察署等から送付を受けた各様式については、

- ・原議ファイル名「事故登録原議」
- ・原議コード「64-30-070」
- ・保存期間「13年」

の編さんファイルで保存すること。

不服申立て及び訴訟の提起に関する説明書

- 1 この処分に対して不服がある場合には、行政不服審査法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所(方面公安委員会の行った処分については札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在地を管轄する地方裁判所)に処分取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、その請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提訴することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

仮停止(禁止)事案発生即報													
発信年月日		年 月 日											
発信者		署・隊・課			発信取扱者			原票番号					
受信者		課			受信取扱者			第 号					
被 処 分 者	本籍												
	住所	電話() - 携帯											
	ふりがな 氏名				性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)					
	職業等	職業											
		勤務先	電話() -										
	免許種別												
	免許	交付番号	年 月 日					公安委員会					
違反車両	車種					番号							
発 生 場 所	発生日時	年 月 日 (曜日) 午前・後 時 分 天候											
	発生場所										路線		
	違反行為												
	事故原因 となった 違反行為 の内容及 び事故の 概況	事故類型					検知	(第1)呼気 . mg/ℓ					
飲酒(第1当)						結果	(第)呼気 . mg/ℓ						
理 由	被害者の 状態	被害者	氏名				性別	男・女	年齢	歳			
		傷病名			程度	死亡	全治約 日・月間		事故時 の状態				
		継続用紙 有・無											
		被害車両	車種					番号					
		部位・程度											
		逮捕種別						勾留・釈放	勾留(観護) 月 日				
逮捕年月日	年 月 日 午 時 分					(予定)	釈放 月 日						
事 故 内 容	被害種別	被害程度	不注意の程度										
備 考	実況見分の交通事故現場見取図を送信する。												
	警察署	64	20	030	行政処分送付・受理関係				5年				
	警察本部	64	30	070	事故登録原議				13年				

注 規格は、A列4番縦長とする。

番号	被害者一覧表				
1	ふりがな 氏名			性別	
	傷病名			被害 程度	加療 (日・週)間
	車両の損傷	被害車両		事故 時の 状況	
		部位			
程度					
2	ふりがな 氏名			性別	
	傷病名			被害 程度	加療 (日・週)間
	車両の損傷	被害車両		事故 時の 状況	
		部位			
程度					
3	ふりがな 氏名			性別	
	傷病名			被害 程度	加療 (日・週)間
	車両の損傷	被害車両		事故 時の 状況	
		部位			
程度					
4	ふりがな 氏名			性別	
	傷病名			被害 程度	加療 (日・週)間
	車両の損傷	被害車両		事故 時の 状況	
		部位			
程度					
5	ふりがな 氏名			性別	
	傷病名			被害 程度	加療 (日・週)間
	車両の損傷	被害車両		事故 時の 状況	
		部位			
程度					

別記第2号様式（第6の1の(4)の事項関係）

代理人資格証明書

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日付け第 号によって行われた私に対する運転

免許の効力の仮停止等処分に係る弁明の機会の付与については、次の者を代理人として選任し、私のために仮停止等処分に關する一切の行為をすることを委任します。

記

弁明の件名	
住 所	
職業・続柄 氏名・年齢	職業 続柄 氏名 (歳)

注 規格は、A列4番縦長とする。

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日付け第 号による運転免許の効力の仮停止等

処分に係る弁明の機会の付与については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

弁明の件名	
住 所	
職 業 ・ 氏 名 年 齢	職 業 氏 名 (歳)
当 事 者 と の 関 係	
補佐する事項	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第6の2の(1)の事項関係）

	第 号 弁 明 調 書 年 月 日 弁明録取者の階級（職名）及び氏名 印
弁明の件名	年 月 日の違反について道路交通法第103条の2の規定に基づいて行った免許の効力の仮停止等処分について
弁明の日時	年 月 日 午 前後 時 分
弁明の場所	
当事者の住所、氏名、職業、年齢等	住所 職業 氏名 大 昭 平 年 月 日生（ 歳）
代理人の住所、氏名、年齢等	住所 職業 続柄 氏名 （ 歳）
弁明の要旨	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
その他の参考事項	----- -----
備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

警 察 署	64	20	030	行政処分送付・受理関係	5年
警察本部	64	30	070	事 故 登 録 原 議	13年

別記第5号様式（第8の1の(1)の事項関係）

発信年月日	年 月 日	前 午 時 分 後	
発 信 者	本部	発信取扱者	
受 信 者	署・隊・課	受信取扱者	

意見の聴取通知依頼書

報告のあった事案に係る意見の聴取を、次のとおり行うことに決定しましたので、貴職において通知方お願いします。

意見の聴取通知

第 号
年 月 日

長 殿

公安委員会
本部長

に対する次の理由による運転免許の処分に関し、道路交通法第104条第1項の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので示達願います。

記

意見の聴取期日	年 月 日 前 午 時 分 後
意見の聴取場所	
処分をしようとする理由	年 月 日（ 違反） 処分歴 違反歴

備考1 対象者又は対象者の代理人が正当な理由がなく出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分を決定することを教示願います。

2 対象者が代理人を意見の聴取に出席させようとする時は、代理人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びに対象者が代理人に対して意見の聴取及び運転免許の行政処分に関わる一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出するよう教示願います。

3 対象者又は対象者の代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができることを教示願います。

注 規格は、A列4番縦長とする。

警 察 署	64	20	030	行政処分送付・受理関係	5年
警察本部	64	30	070	事 故 登 録 原 議	13年

別記第6号様式（第8の1の(2)の事項関係）

意見の聴取通知書

第 号
年 月 日

住所

殿

あなたに対する次の理由による運転免許の 取消 処分に関し、道路交通法第104条第1項
停止

の規定による、意見の聴取を次により行いますので通知します。

意見の聴取期日	年 月 日 午 前 時 分 後
意見の聴取場所	
処分をしようとする理由	年 月 日（ 違反） 処分歴 違反歴

- 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分をします。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対して意見の聴取及び運転免許の行政処分に関わる一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 4 当日は本通知書を持参し、自動車又は原動機付自転車を運転しないで出席して下さい。

この意見の聴取通知書は、

公安委員会
本部長 の依頼により通知するものです。

年 月 日

長 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

